

大野市総合計画審議会設置条例

(平成 31 年 3 月 26 日 条例第 2 号)

改正 平成 31 年 3 月 29 日 条例第 16 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、大野市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の役職員

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了したときまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会の会議において、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画総務部政策局総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

越前おおの空家等対策協議会	委員長又は会長	日額 7,500
	委員	日額 7,000

」

を

「

越前おおの空家等対策協議会	委員長又は会長 委員	日額 7,500
総合計画審議会		日額 7,000

」

に改める。

附 則 (平成31年条例第16号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。